

【スウェーデン】児童ポルノ犯罪に関する諸規定の改正

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2010年5月20日、スウェーデン国会では、児童ポルノ犯罪に関する諸規定を改正する内閣提出議案(prop.2009/10:70)が可決され、一部を除き、同年7月1日に施行された。この議案には、出版の自由基本法と表現の自由基本法(憲法に相当)の条文改正も含まれており、この部分については、基本法改正手続きとして、同年9月に行われた総選挙後の国会で再可決が必要とされた。同年11月24日に基本法改正部分が再可決され、2011年1月1日から施行される。

スウェーデンの児童ポルノ犯罪化の経緯

1971年の出版の自由基本法の改正(SFS1971:29)により、スウェーデンでは同性愛、小児性愛等まで含めたポルノが合法化された。そのため、児童ポルノの所持や頒布、陳列は合法であったが、1979年に刑法典に児童ポルノの頒布禁止規定が設けられ、これに伴い出版の自由法の改正(SFS1979:936)が行われた。

これらの改正法は1980年に施行され、まず児童ポルノの頒布目的での作成が犯罪化された。しかし、その後、児童ポルノ市場が地下に潜るという事態が新たに問題となった。そこで次に国会では、1993年児童ポルノの所持の犯罪化が議論された。だが、これに関しては、表現の自由の原則から本質的に逸脱する可能性が指摘される等、議論は紛糾した。そこで国会はまず、あらゆる犯罪捜査に関連して発見された児童ポルノを没収可能とする内容の刑法典改正とそれに関係する出版の自由基本法と表現の自由基本法の条文改正を行い、1994年に施行した(SFS1994:1476)。

その後、児童ポルノの所持を犯罪化する刑法典と出版の自由基本法及び表現の自由基本法の改正も成立し(SFS1998:1438)、1999年に施行された。この時点で、写真や映像については単純所持が禁止され、手工芸的な手法で描かれる画像の場合は頒布や移転を目的とする場合に限り、作成と所持が禁止された。

2010年には、児童ポルノへのアクセスの犯罪化や児童ポルノとみなされる場合の児童の範囲の拡大等を内容とする刑法典改正と基本法改正が成立した。

児童ポルノへのアクセスの犯罪化、その他の児童ポルノ犯罪関係規定改正

2010年に政府が提出した児童ポルノ犯罪関係規定の改正案は、児童ポルノへの関与にまつわる様々な形態の行為が、法律の抜け穴の存在により処罰を免れるような事態をなくすという目的に立脚したものであり、その内容は、(1)児童ポルノ処罰規定の適用範囲拡大、(2)犯罪化される新たな行為形態、(3)「重大」とされる児童ポルノ犯罪の明確化、(4)児童ポルノ作成・所持が処罰されない場合の明確化及び(5)児童ポルノ犯罪の公訴時効の延長と遡及効の部分的容認等であった。また、(1)の児童ポルノ範囲の拡大に関連した基本法の改正も内容とされた。本稿では、(1)及び(2)について紹介する。

(1) 児童ポルノ処罰規定の適用範囲拡大（刑法典第 16 章第 10a 条改正）

ポルノとは、媒体、表現方法を問わず、科学的、芸術的価値を有さずあからさまで挑発的な方法により性的題材を描写している画像であり、そのような画像の中に子どもが描かれている場合は、子ども自身が明らかな性的意味合いのある行為に従事していなくても、刑法典上で処罰対象となる「児童ポルノ」であるとされる。

今回の改正では、犯罪となる「児童ポルノ」において描かれる「子ども」の定義改正が行われた。改正前の子どもの定義は「思春期の成長が未完了であるか、画像及びそれに関する状況から 18 歳未満であることが明らかである者」であった。しかし、この条文を解釈すると、思春期の成長が完了した（成熟した身体の）未成年が、ポルノ画像において描かれた場合、たとえ実年齢が認知されていなくても、画像そのものや関連状況から未成年と判明しない場合には、処罰されない可能性がある。このような条文となったのは、成長の完了した子どものポルノ画像を広く規制することで、合法である成年のポルノまで処罰対象とされる恐れも生じるためである。

そこで「思春期の成長が未完了であるか、18 歳未満の者。ただし、思春期の成長が完了している場合、画像及びそれに関する状況から 18 歳未満であることが明らかであると判断されれば足りる」と修正された。この条文の前半で、思春期の発達が未完了な者を描写したポルノであれば必ず処罰対象となることに加え、被写体が成熟した身体であるかどうかにかかわらず、子どもの年齢を把握していた場合は処罰対象となり、後半ではポルノ画像の被写体の年齢を知らない時に、その被写体が「とても子どもにはみえない」場合は、必ずしも処罰対象に含めないことが規定されている。

思春期の発達が未完了であれば処罰対象となることについては、立法趣旨から、児童ポルノ犯罪の保護法益は、描かれた実際の子どものだけでなく、子ども一般の尊厳でもあると解釈されたことから生じている。つまり、児童ポルノ犯罪において描写されるのが実在する子どもである必要や、特定の子どもの実体的な侵害がある必要もない。

(2) 新たに犯罪化される行為形態（刑法典第 16 章第 10a 条改正）

所持の一形態として「利用可能とされた児童ポルノ画像を閲覧すること」が追加して規定された。ダウンロードなしのネット上の有料閲覧という児童ポルノビジネスの台頭に対応することが主目的であるが、罪刑法定主義により刑法上禁止される行為を明確に条文に規定する必要性とめまぐるしい技術変化に対応するための条文の柔軟性のバランスを取ったものである。例えば、誘導されたリンク先に存在した児童ポルノ画像を偶然に閲覧するようなことはこれに該当しないこと、また、通信の自由の侵害の問題とも関係するため、運用に留意すべきことが立法趣旨において明記されている。

参考文献(インターネット情報はすべて 2010 年 12 月 14 日現在である。)

- ・Barnpornografibrottet, Prop.2009/10:70.<<http://data.riksdagen.se/fil/fd75af0e-9b33-4d61-a63a-c89d79680a4f>>
- ・「特集児童買春ツアー・児童ポルノ」『外国の立法』35(5/6), 1996.11, pp.82-192.